

## 令和4年度小樽商科大学科目等履修生出願要項

### ○商学部（昼間コース・夜間主コース）

本学商学部の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の研究及び授業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可する。

#### 1. 出願要件

日本人は、(1)の要件を、外国人にあつては、(2)及び(3)の要件をともに有する者

- (1)高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3)財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（N1）に合格している者又はこれと同等以上の日本語能力があると本学が認めた者

〔注〕上記(3)の「これと同等以上の日本語能力があると本学が認めた者」とは、日本の大学、短期大学、高等専門学校等を卒業した者又は外国の大学等において日本語を専攻し卒業した者をいう。

#### 2. 出願期間

前期出願者

令和4年3月2日（水）から3月8日（火）まで

後期出願者

令和4年8月17日（水）から8月22日（月）まで

受付時間 9時から16時まで

#### 3. 出願手続

(1) 出願書類等（\*印は、本学所定の用紙）

書類等	提出者	摘 要
*出願願書	全 員	出願前3か月以内に撮影した写真を貼ること。
*履歴書	全 員	
*履修希望授業科目	全 員	希望順位に記入すること。
*履修目的		*当該年度の開講科目については、教務課学部教務係窓口で公開する。
卒業又は修了証明書	全 員	出身学校長が証明したもの。
検定料	全 員	9,800円（後期出願者については予定額） ：普通為替証書（郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行発行）にし、受取人指定欄等一切記入しないこと。 *持参手続き時に現金納付可。（教務課で案内し、会計課窓口へ納付） *前期の出願において入学済みの者（入学料を納付している者）は、後期に追加で出願した場合の検定料は徴収しない。
その他	該当者	①本国に在住している外国人は、在留カードの写し（表・裏両面） ②外国人は、日本語能力試験「合否結果通知書又は認定書」（財団法人日本国際教育支援協会）、その他本学が必要と認めた日本語能力を証明する書類 ③提出書類中、外国語で書かれた証明書、文書、資料等にはその日本語訳を添付すること。

(2) 提出先

小樽商科大学教務課学部教務係（事務棟 1 階，学生センター内）  
〒047-8501 小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

(3) 提出方法

- ・志願者は，出願書類等を取りそろえ，提出先に持参すること。（原則，郵送は認めない。）
- ・代理人による出願は認めない。

(4) 身体に障がい等を有する科目履修志願者との事前相談

授業科目を履修することを志願する者で，身体に障がい（別紙「学校教育法施行令第 2 条の 3 に定める身体障がいの程度」参照）のある志願者は，出願開始日から起算して 1 週間前までに教務課学部教務係に申し出ること。

#### 4. 履修を認める授業科目

商学部（昼間コース又は夜間主コース）において開講する授業科目で，担当教員が承認した授業科目とする。

#### 5. 決定通知

前期出願者

令和 4 年 3 月下旬

後期出願者

令和 4 年 9 月中旬

#### 6. 入学料及び授業料

入学料	28,200 円
授業料	1 単位 14,800 円

注) 上記の納付額は，予定額であり，入学料及び授業料の改定が行われた場合には，改定時から新たな納付金が適用する。

前期出願者は，決定通知後，入学料及び授業料前期分を令和 4 年 3 月 31 日（木）までに，授業料後期分を令和 4 年 9 月 30 日（金）までに納入すること。

後期出願者は，決定通知後，入学料及び授業料後期分を令和 4 年 9 月 30 日（金）までに納入すること。

なお，前期の出願において入学済みの者（入学料を納付している者）は，後期に追加で出願した場合の入学料は徴収しない。

#### 7. その他

(1) 履修期間は，半期又は通年とする。

(2) 後期科目の出願を希望している場合は，前期・通年科目と同時に出願することができる。

(3) 履修授業科目について，試験に合格したときは，所定の単位を授与する。

(4) 履修を許可された授業科目は，原則として取り消すことができない。

(5) 外国人の出願にあたっては，次の事項に留意すること。

① 科目の履修を希望する者は，授業を理解するに足る日本語能力を有すること。

② 1 週間に 10 時間（語学以外の 2 単位科目の場合は 7 科目で前期と後期合せて 14 科目）以上履修する場合は，在留資格「留学」を取得できる可能性がある。

③ 日本国籍を有しない外国人の場合は，出願時の手続き等において支障が出ないように，事前に在留資格（留学）の要件・手続き等を熟知したうえで出願すること。

(6) 既納の検定料，入学料及び授業料は，いかなる事情があっても返還しない。ただし，入学手続き終了者が，令和 4 年 3 月 31 日（木）まで（後期入学者は，令和 4 年 9 月 30 日（金）まで）に入学を辞退した場合には当該授業料相当額を返還する。また，授業が非開講になった場合については，徴収した非開講科目分の授業料は返還する。

(7) 照会等は，以下に行うこと。

小樽商科大学教務課学部教務係 〒047-8501 小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

TEL 0134-27-5244 FAX 0134-27-5243